

青森市附属機関の設置及び運営に関する指針

第1 目的

この指針は、本市における附属機関の効率的かつ効果的な運営を図るとともに、市民の主体的かつ積極的な市政への参画の促進及び公正で透明な開かれた市政の実現を図ることを目的に、附属機関の設置及び運営に関する基本的事項を定めるものである。

第2 定義

- 1 この指針において「附属機関」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は条例の定めるところにより設置され、執行機関の求めに応じて自治紛争処理、審査、審議、調停、調査、諮問等を行うなど、市政運営上一定の役割を担う組織化された機関をいう。
- 2 次に掲げる事項のいずれかに該当するものは、「附属機関」としない。
 - (1) 市民団体、関係団体等との連絡調整を主な活動内容として設置される連絡調整会議等
 - (2) 特定のイベント事業、行事等一定の目的を達成するために組織される実行委員会等
 - (3) 市政運営の参考とすることを主な目的として、市民、関係団体、学識経験者等の意見を個別に聴取するために構成する会議、懇談会、意見聴取会等
 - (4) 市職員のみを構成員とする内部機関
 - (5) その他この指針の適用を受けることが不相当と認められるもの

第3 設置基準

附属機関の設置に当たっては、当該設置の目的を明確にし、最も効率的な設置方法を検討するとともに、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

- (1) 政策形成過程からの市民参画、専門的な知識の導入又は市政の公正を確保するため、市民関係団体等の構成員、専門的な知識を有する者等による議論・検討が特に必要と認められること。
- (2) 市民の意見の反映、専門的な知識の導入に当たっては、個別の意見聴取、アンケート調査等の方法では不十分又は不相当であると認められること。
- (3) 設置目的が類似又は所掌する事務が重複する既設の附属機関が他に存在しないこと。
- (4) 複数の類似した目的を持つ附属機関の設置を避けるため、所掌する事務はできる限り広範囲なものとし、必要に応じて部会等を設置すること。

- (5) 臨時的・期間限定的な事務を所掌する附属機関は、その設置に当たり、廃止期日を明らかにすること。

第4 廃止統合基準

附属機関は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは廃止又は統合するものとする。

- (1) 設置目的が既に達成されたと認められるとき。
- (2) 社会経済情勢、市民ニーズ等の変化により、著しく設置の必要性や効果が低下していると認められるとき。
- (3) 過去の開催実績が少ない、又は今後の開催の見込みも少ないなど、活動が著しく不活発であると認められるとき。
- (4) 他の行政手段により代替可能であると認められるとき。
- (5) 設置目的、審議事項等が他の附属機関と類似又は重複していると認められるとき。
- (6) 施策推進の統一性又は行政の効率性の確保の見地から廃止又は統合が望ましいと認められるとき。
- (7) 主に市民の意見を反映させる必要性の高い事務・事業で、パブリックコメント等その他の方法で、より効率的かつ合理的に市民の意見を得ることができると認められるとき。

第5 委員の選任

委員については、附属機関が公正に運営され、その機能が十分発揮されるよう幅広い年齢層から適切な人材を起用することとし、次に掲げる事項に留意し選任するものとする。ただし、別に法令又は条例に定めがある場合、その他特別の事情がある場合はこの限りでない。

- (1) 委員は、原則として青森市民とすること。
- (2) 委員の選任に当たっては、原則として半数を公募とすること。
- (3) 団体から委員を選任する場合には、会長等その機関を代表する者に特定することなく幅広く選任することとし、有識者を選任する場合には、原則として関係団体等からの推薦によるなど、選考の公正性・透明性の確保を図ること。
- (4) 市議会議員及び市職員は、法令に定めのある場合又は特別な理由がある場合を除き、委員に選任しないこと。
- (5) 附属機関の委員の数は、別に法令等に定めがある場合その他特別な事情がある場合を除き、20名以内とすること。ただし、審議の充実、迅速化を図るための適正規模を検討し、必要最小限の委員数とすること。
- (6) 一の附属機関の委員の在任期間は、原則として通算3期又は6年以内とすること。ただし、任期の途中においてその在任期間が通算6年に達する場合又は当該委員が専門的な知識、経験等を有するなど、特別な事情がある場合にあってはこの限りでない。
- (7) 公正かつ幅広く意見を聴取するとともに、委員がその職責を十分に果たせるよう、既

に他の附属機関の委員を委嘱されている場合は、原則選任しないこと。ただし、専門的知識、経験を有する者で、他に適当な者がいない場合その他特別な事情が認められる場合においては、常設の附属機関にあつては2機関まで、臨時的（期間限定的）に置く附属機関にあつては3機関まで重複して委嘱することができる。

- (8) 委員の性別については、男女のいずれかに特定することなく、適任者を選任することを原則としつつ、団体推薦等においては女性委員の推薦を依頼するなど、女性委員の積極的な登用を図ること。
- (9) 委員の年齢構成については、隔たりがないよう幅広い年齢層から選任することとし、特に若者の積極的な登用を図ること。
- (10) 上記(1)から(9)によらない取扱いをする場合は、その理由を明らかにすること。

第6 委員の身分等の取扱い

附属機関の委員（非常勤の特別職）の身分等の取扱いについては、地方公務員法その他法令等において明確な規定がないことから、各附属機関の役割及び委員が担うべき職務内容等により、その専門性や特殊性を考慮しながら次に掲げる事項に留意し、必要に応じて、各附属機関の設置条例において、明確に規定するものとする。

- (1) 委員が守るべき義務や制限（例：守秘義務等）
- (2) 委員に求められる資質や条件（例：専門的な資格等）

第7 委員の公募

1 委員の公募及び公募委員の選考については、次に掲げる事項に留意し行うものとする。

- (1) 公募は、附属機関の名称、所掌事務又は活動内容、募集趣旨、募集人員、任期、応募資格、応募方法、応募期間、選考方法及びその他を明らかにした上で、広報あおもり、市ホームページ等を通じて広く市民に周知すること。
- (2) 公募委員の選考に当たっては、選考過程の透明性を確保するため、担当部局において選考基準を作成することとし、公正を期すこと。
- (3) 附属機関を所管する課は、公募委員の選考を終えたときは、速やかにその結果を応募者全員に通知すること。

2 その他公募に関し必要な事項は、別に定める。

第8 会議の公開

1 附属機関の会議は、原則として公開とする。ただし、次のいずれかに該当するときは、会議の全部又は一部を公開しない。

- (1) 青森市情報公開条例（平成17年青森市条例第26号）第7条に規定する非開示情報（以下「非開示情報」という。）を含む内容について審議等を行うとき。

- (2) 公にすることが適当でないと判断する情報について審議等を行うとき。
- 2 会議の公開は、会議の傍聴を認めることにより行うものとする。
- 3 その他会議の公開に関し必要な事項は、別に定める。

第9 会議開催の周知

附属機関を所管する課等の長（以下「所管課長」という。）は、附属機関の会議の開催が決定したときは、会議の議題、開催日時、開催場所及び傍聴手続又は会議の全部若しくは一部を公開しない理由等について、開催日の1週間前までには、次に掲げる手段により公表し、会議を開催する旨の周知を図るものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要が生じた場合は、この限りでない。

- (1) 青森市ホームページへの掲載
- (2) その他所管課長が適当と認める手段

第10 会議概要等の作成

- 1 各附属機関は、会議の公開又は非公開にかかわらず、当該会議終了後、速やかに会議概要を作成しなければならない。
- 2 会議概要は、非開示情報を除き、これを公開するものとする。
- 3 その他会議概要の作成及び公開に関し必要な事項は、別に定める。

第11 調整事項

- 1 所管課長は、附属機関の設置等に関し、次に掲げる事項に該当するときはあらかじめ人事課に協議することとし、(1)に該当するときは総務部長、(2)に該当するときは人事課長の合議を経るものとする。
 - (1) 附属機関を設置、廃止又は統合しようとするとき。
 - (2) 附属機関の委員を選任しようとするとき。

附 則

(実施期日)

この指針は、平成24年4月1日から実施する。